

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（児童福祉法の一部改正に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(団体乗車券の発売)</p> <p>第 43 条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。ただし、第 1 号に該当する団体であっても、特別車両に乗車する場合又は A 寝台を利用する場合は、普通団体として取り扱う。</p> <p>(1) 学生団体</p> <p>イ 次の 1 に該当する学校等の学生等が 8 人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行者等とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が 8 人未満のときであっても、この取扱いをする。</p> <p>(イ) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児</p> <p>(ロ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所の児童</p> <p>ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。</p> <p>(イ) 幼稚園の幼児、<u>保育所</u>の児童又は小学校第 3 学年以下の児童であるとき。</p> <p>(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。</p> <p>ハ イの旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が 100 人までごとに 1 人とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(団体乗車券の発売)</p> <p>第 43 条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。ただし、第 1 号に該当する団体であっても、特別車両に乗車する場合又は A 寝台を利用する場合は、普通団体として取り扱う。</p> <p>(1) 学生団体</p> <p>イ 次の 1 に該当する学校等の学生等が 8 人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行者等とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が 8 人未満のときであっても、この取扱いをする。</p> <p>(イ) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児</p> <p>(ロ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所及び同法第 39 条の 2 に規定する<u>幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）</u>の児童</p> <p>ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。</p> <p>(イ) 幼稚園の幼児、<u>保育所等</u>の児童又は小学校第 3 学年以下の児童であるとき。</p> <p>(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。</p> <p>ハ イの旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が 100 人までごとに 1 人とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現 行	改 正
<p>(団体旅客運送の申込)</p> <p>第 45 条 第 43 条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。</p> <p>(中略)</p> <p>4 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 学生団体</p> <p>教育長又は学校長（<u>保育所</u>の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(団体旅客運送の申込)</p> <p>第 45 条 第 43 条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。</p> <p>(中略)</p> <p>4 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 学生団体</p> <p>教育長又は学校長（<u>保育所等</u>の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。